

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区阿佐谷北一丁目住個人	事故日：令和7年7月18日 場所：杉並区役所  ・杉並区役所の通路を歩行中、職員が片付けていた杉並区農産物即売会ののぼり旗のポールにつまずき転倒し、負傷した。  (産業振興センター)	50,060円  令和7年10月21日
2	港区海岸一丁目所在法人	支払日：令和7年9月26日 支払期日：令和7年9月3日  ・令和7年8月分のガス料金の支払遅延により、損害を与えた。  (子ども家庭部)	12円  令和7年10月24日

3	杉並区成田東一丁目住個人	<p>事故日：令和7年10月28日 場 所：杉並区松ノ木三丁目</p> <p>・庁有車を運転中、車両を後退させた際、後方に停車中のバイクに接触し、損傷を与えた。</p> <p>(環境部)</p>	12,925円
			令和7年11月25日
4	足立区南花畠四丁目所在法人	<p>事故日：令和7年2月26日 場 所：杉並区本天沼三丁目</p> <p>・庁有車を運転中、交差点に進入した際、相手方車両と接触し、損傷を与えた。</p> <p>(子ども家庭部)</p>	87,000円
			令和7年11月26日
5	中央区日本橋堀留町一丁目所在法人	<p>事故日：令和7年11月26日 場 所：杉並区高円寺南二丁目</p> <p>・庁有車を運転中、停車中の相手方車両を追い越す際に接触し、損傷を与えた。</p> <p>(保健福祉部)</p>	36,949円
			令和7年12月11日
6	杉並区成田東二丁目住個人	<p>事故日：平成27年12月14日 場 所：都立済美山運動公園</p> <p>・保育園の散歩中、都立済美山運動公園の遊具から滑り落ち、後頭部を負傷した。</p> <p>(子ども家庭部)</p>	1,592,441円
			令和7年12月24日
7	杉並区和泉二丁目住個人	<p>事故日：令和7年10月18日 場 所：和泉二丁目公園</p> <p>・公園内の球戯場でサッカーをしていた際、破損していたフェンスの一部が左足膝下に当たり、負傷した。</p> <p>(都市整備部)</p>	57,370円
			令和8年1月8日